

新可燃ごみ処理施設整備事業

環境影響評価書案に係る見解書の縦覧および閲覧・都民の意見を聴く会の開催と公述人の募集

日野市、国分寺市、小金井市で構成する浅川清流環境組合による新可燃ごみ処理施設整備事業において、東京都環境影響評価条例に基づき、以下の手続きを実施します。 浅川清流環境組合事業課 (☎589-0555)

●環境影響評価書案に係る見解書の縦覧および閲覧

環境影響評価書案の内容について、いただいた意見に対する組合の見解をまとめた「環境影響評価書案に係る見解書」を作成しました。見解書は下記期間と場所で縦覧・閲覧することができます。

区分	場 所	期 間
縦覧	市役所 3 階環境保全課 都庁第二本庁舎 8 階東京都環境政策課 立川合同庁舎 3 階東京都多摩環境事務所管理課	4/22 (金)～ 5/11 (水) 9:30 ～ 16:30※土曜・日曜日、祝日を除く
	クリーンセンター 2 階浅川清流環境組合	
閲覧	市役所 1 階市政図書室	4/22 (金)～ 5/11 (水) 9:30 ～ 16:30※日曜日、祝日を除く
	中央・日野・平山・多摩平・百草・高幡図書館	4/22 (金)～ 5/11 (水) 10:00 ～ 16:30※月曜日を除く

●都民の意見を聴く会の開催

環境影響評価書案と見解書の内容に係る「都民の意見を聴く会」を東京都が下記の通り開催します。なお、公述人の申し出がない場合は、中止となります。

日時 5/31 (木) 10:00 から
会場 東部会館 ※傍聴希望の方は当日 9:45 から傍聴券を会場で配布します

▶都民の意見を聴く会に係る公述人の募集
内容 1 人15分以内で環境保全の見地からの意見を述べる
定員 25 人※申込多数の場合は抽選
申込 4/28 (木)～ 5/12 (木)(消印有効)までに〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 東京都環境政策課へ持参または郵送。事業名、住所、氏名(法人などの団体は名称、代表者氏名、東京都内に存する事務所などの所在地)、電話番号、環境保全の見地からの意見を記入※様式自由

●平成28年度以降の「新可燃ごみ処理施設整備事業」の予定

新可燃ごみ処理施設整備事業の今後の予定は次の通りです。

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
環境影響評価	●見解書の作成・縦覧 ●都民の意見を聴く会 ●評価書の作成・縦覧	●事後調査の開始			
事業者選定	●事業者決定				
建設・運営	●設計開始	●建設工事開始		●試運転開始	●本格稼働

日野市生活保護事務適正化に関する第三者検討委員会の報告

平成27年8/22に公表した生活保護に係る不適切処理があったことを受けて設置した日野市生活保護事務適正化に関する第三者検討委員会より、検討した結果が報告書として、市に提出されました。報告書に記載の再発防止策は下記の通りです。 企画経営課 代表

委員会から提案された再発防止策

(1)組織的管理の要因に対する再発防止策

- ①実効性ある再発防止計画の策定
何をいつまでに実施するのか早期に再発防止計画を策定し、全庁を挙げて着実に実施を
- ②第三者による検証のための委員会の設置 (チェック機能の強化)
- ③専門的な視点からの外部監査の導入
- ④担当ケースワーカー以外の連絡先の周知

(2)人員配置の要因に対する再発防止策

- ①職員体制の整備
ケースワーカー一人当たり80世帯という社会福祉法の基準を参考に、適正な職員配置を
- ②生活保護事務の人事的な評価と異動基準の確立
- ③福祉の専門職の職員採用
ケースワーカーの一部に、社会福祉士の資格を持つ福祉専門職の職員採用の検討

(3)研修体制の要因に対する再発防止策

- ①職員の意識改革と人材育成
- ②スーパービジョンシステムの導入
ケースワーカーが定期的に外部の専門家に相談できるシステム導入の検討を

(4)情報管理の要因に対する再発防止策

- ①実効性ある再発防止計画の策定
- ②第三者による検証のための委員会の設置 (チェック機能の強化)
- ③専門的な視点からの外部監査の導入
- ④スーパービジョンシステムの導入

※報告書の詳細は市 HP をご覧ください

【事件の概要】

平成27年8/21に生活保護業務における業務上横領の容疑でケースワーカーであった職員が逮捕されました(後に不起訴処分)。また、内部調査の結果、当該職員が生活保護に係る事務を長期間怠っていたことが認められ、生活保護費について不適切支給がありました。

市が実施する再発防止策

(1)組織的管理の要因に対する再発防止策

●チェック体制の強化

- ①事務の進行管理の徹底
ケースワーカー・査察指導員・経理担当・庶務係長・課長のそれぞれの機能・役割を明確化し、組織内で共有する
- ②ルールの遵守
職員の規範意識の徹底について、人事異動があっても継続できる仕組みを市全体でつくる。
- ③毎年実施される東京都の指導監査結果の業務への反映
東京都の指導監査結果を市全体で共有する。
- ④ケースワーカーの担当地区の定期的な変更
同一のケースワーカーが2年を超えて同一地区を担当することがないように改めた。

(2)人員配置の要因に対する再発防止策

●生活保護に係る職員体制の強化

- ①地区担当員 (ケースワーカー) の負担軽減及び増員
【今後の配置計画】
・平成28年4月 3人増員配置
→合計18人体制
・平成29年4月 2人増員配置 (予定)
→合計20人体制

②査察指導員の増員

③庶務係職員の適正配置

(3)研修体制の要因に対する再発防止策

●意識改革と人材育成

生活福祉課長による指導を徹底し、職員課は、意識改革につながる研修を積極的に受講させていく。

(4)情報管理の要因に対する再発防止策

●事務スペースの整理整頓

書類の管理方法を徹底する。

(5)委員会の報告を受けての日野市の対応

本委員会の報告を受けて、日野市の対応策を直ちに策定し、公表する。そして、年度ごとに検証し、着実に実施していく。

昨年8月、数年間にわたり生活保護に関する不適切な事務処理があったことを公表しました。この事案の原因究明と今後の生活保護に関する事務執行のあり方について、客観的かつ公正な第三者の立場から検証を行い、再発防止の徹底を図るため、日野市生活保護事務の適正化に関する第三者検討委員会を設置しました。6回にわたる検討の後、同委員会から検証の結果と再発防止策をまとめた報告書を提出していただきました。

市は、事案発覚後、ケースワーカーの増員や面接相談業務の専任化などの事務改善に取り組んできましたが、今回、委員会から示された再発防止策の中で、特にケースワーカーが定期的に外部の専門家に相談できるスーパービジョンシステムについては、今年度中のできるだけ早い時期に実施いたします。また、要因の一つとして委員会から指摘されたケースワーカーの人員不足などの職員体制の整備も、職員採用計画に基づき、着実に実行していきます。

今後、委員会から提案があった再発防止計画についても、早期に策定し、公表いたします。この再発防止計画については、PDCAサイクルによる見直しを行い、同様の不祥事を起こさない仕組みにしていきます。

あらためて、生活保護受給者や市民の皆さまに大きな不安を与えたことをお詫び申し上げます。二度とこのようなことを起こさないために、この報告書にある再発防止策を確実に実行し、市民の皆さまからの信頼を回復するため、全庁を挙げて真摯に取り組んでいきます。

日野市長 大坪冬彦